

令和2年土幌町議会第2回定例会

1 議事日程第1号 令和2年9月8日（火曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 大西 米明 議員

新型コロナウイルス感染症に係る対策と今後の対応について

2 伊藤 健蔵 議員

「新型コロナウイルス感染症対策本部」の取り組みについて

3 中村 貢 議員

社会福祉事業等へのコロナ対策支援について

4 清水 秀雄 議員

公営住宅の保証人問題について

日程番号3 議案第4号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号4 議案第5号 令和2年度土幌町一般会計補正予算

日程番号5 議案第6号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号6 議案第7号 令和2年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程番号7 議案第8号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号8 議案第9号 令和2年度土幌町国民健康保険病院事業特別会計補正予算

日程番号9 認定第1号 令和元年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

日程番号10 認定第2号 令和元年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号11 認定第3号 令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号12 認定第4号 令和元年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号13 認定第5号 令和元年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号14 認定第6号 令和元年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号15 認定第7号 令和元年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号16 認定第8号 令和元年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席議員（12名）

1番 加藤 宏一 2番 河口 和吉 3番 大西 米明 5番 伊藤 健蔵

6番 清水 秀雄 7番 牧野 圭司 8番 曾我 弘美 9番 中村 貢

10番 森本 真隆 11番 大野 明 12番 矢坂 賢哉 13番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文 代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝

ほか関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。
2		本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、 中村貢議員及び10番、森本真隆議員を指名します。 日程第2、一般質問 を行います。
	大西議員	質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、大西米明議員。
	秋間議長	おはようございます。それでは、町長に対しまして新型コロナウイルス感染症に係る対策と今後の対応についてお聞きします。
	小林町長	答弁を求めます。町長、登壇願います。 それでは、大西議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思い

ます。

初めに、国内における新型コロナウイルス感染症についての状況ですが、国内で初めて感染者が確認されたのが1月16日であり、3月13日には緊急事態宣言が可能となる新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立し、4月8日から5月25日にかけて、全国を対象とする緊急事態宣言を発し、外出、営業の自粛要請や学校の休校などを行い、感染症防止に向けた制限措置を行ったところでもあります。国は、新型コロナ対策に向けて、第一次25兆5,014億円、第二次31兆9,114億円の57兆6,028億円のかつてない大規模補正予算を編成し、感染防止策や経済対策を推進しています。

しかし、6月には一旦終息しかけた感染者は7月下旬から再び都市部から全国へと拡大し、8月末における感染者は6万7,651人、死亡者は1,279人となっています。道内において1月28日に初の感染者を確認して以来、他府県より早い感染が見られる中、2月28日から3月19日にかけて、独自の緊急事態宣言を行い、対応を行いましたが、国の緊急事態宣言においては重点的に対策を進める特別警戒都道府県に指定されたところでもあります。宣言終了後も札幌圏を中心に感染者が確認され、8月末における道内の感染者は1,769人、死亡者は103人となっているところでもあります。

そのような状況の中、本町においては3月2日に士幌町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで9回の本部会議を開催しながら、町民への情報提供、感染防止対策、生活、経済支援対策を行ってきました。これまで国の地方創生臨時交付金や事業補助金を財源に四次の新型コロナ関連補正予算8億7,050万5,000円により、感染防止対策や生活、経済支援策を行ってきたところであり、さらに今定例町議会に提案の第五次新型コロナ関連補正予算4億9,028万5,000円により、光ファイバー網の整備やプレミアム商品券発行事業の追加などを行う予定であります。6月以降、新たな生活様式や段階的緩和の目安を基に、感染防止と併せ、生活、経済活動を再開しているところでもあります。今後においても基準の徹底をするとともに、国、道が示す基本的対処方針や感染症の防止及び感染症の患者に対する医療に関する法律などを十分踏まえながら、感染防止や適切な事態対応に努めたいと存じます。また、生活、経済支援対策と併せて、GIGAスクール構想や光ファイバー網の整備を精力的に推進してまいる所存であります。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
大西議員

再質問があれば許します。3番、大西議員。

今町長の答弁で、57兆円以上の国家予算の近年にない補正予算を組んでコロナ対策に関わってきて、町もそれに併せて、国、道、町と、士幌町も経済的な支援はもう、今回プレミアム商品券が出てきてある

程度は、住民が満足するかどうか分かりませんが、満度な対策はできたのだと思っております。

それで、1点、町長に聞いてこれ分かるのかどうか分かりませんが、特別定額給付金、国民の希望する人に10万円の給付金を一番先に国が配付したのですが、それが基準が4月の27日ということで、どうして4月27日なのか、亡くなる方は4月27日までに生存している方、子供については4月27日までに生まれている人ということで、27日が基準日となったのですが、何か中途半端な日にちで区切っているのですけれども、これはどういう数字になってこの基準日が決まったのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長
小林町長

町長。

明確なということで、国会に提案したというふうにお聞きしているのですけれども、それで4月27日という、そういう基準日ということで制定されたというふうに承知をしているところでございます。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

いずれにしても、中途半端な4月27日。亡くなる方はそれでいいのだと思っていますけれども、子供さんですよ。4月27日以降に1日でも遅れて生まれた方には10万円が行かない。コロナ禍の大変な時期に子供を妊娠して産むということは、やっぱり妊婦さんというのは大変な苦勞してやっているのだと思っています。ですから、国の制度でそれを支給できないとすれば、土幌町として、日にちは12月31日までなのか、3月31日なのか、4月1日なのか、そういう期限がきちとしたときに生まれた子供たちはどうするのか。町長がそれは無理ですと言えば、それまでの話なのかもしれませんけれども、同じ同級生で、片方は4月27日までに生まれたから10万円もらえる、それ以降だからもらえないと、何か不公平な感じもするのです。ですから、町長の考え方一つなのだと思いますけれども、その辺は町長、どう思いますか。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

一応いずれにしてもどこかで基準を引かなければならないということで、4月27日に住民基本台帳に登録されている者ということで、4月に生まれる方については4月27日までに生まれた方を対象にするということでありますから、私は基準は基準として4月27日ということで制定をしていきたいということでありまして、あと子育て支援ということであれば、今回コロナ対策の中でも子供の育ち応援特別給付金等の制度もしているところでありますけれども、給付金に係る基準は基準、あるいは子育て支援は支援というふうに考えていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

子育て支援のほうで何とかしたいということですが、いずれにしても子供って生まれて初めて人として認めるのか、妊娠している

ときにその子供ってある程度権利はもらえるのですよね、いるうちに。だから、ただ生まれてきていないからといって、その子供の権利をなくすというのはちょっとかわいそうかなと思うのです。ですから、子育て支援あるのですけれども、きちっとした形で出したほうが、他町村でも結構今出していますけれども、土幌町は子育て支援に大変ご理解があると、だから出産祝金3万円、それから3人以上で入学と合わせて30万円、それから4人で50万円、5人で100万円というような支援金も出しているわけですから、その辺の町長が子供たちにどういう感情を持っているのか、おなかの中にもう人間として権利持っているのです。ですから、ただ生まれてきていないから給付金を出さないというのはどうなのかと、もう少し柔らかく見たらどうなのかと思うのですけれども、町長の決断しかないのです、これは。私らが決めるわけにいかないのですから、町長がこれから子育て支援をきちっとやっていくのであれば、どうかその辺を考えて、町長の決断を期待したいと思っているのですが、どうです。

秋間議長
小林町長

町長。

大西議員さん言うように、生まれた方の子育て支援ということもそうでありまして、もう一つは妊婦支援ということも、それは重要な私ども取り組む課題なのでありますけれども、この給付金につきましては10分の10を国が出す、町村が実施主体でありますけれども、国が行う事業だということでもありますけれども、この事業については国が示す基準どおり行い、それと併せて子育て支援は子育て支援、あるいは妊婦も含めた母子保健も含めたそういう取組というのは重要なテーマとして今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。

秋間議長
大西議員

再質問を許します。大西議員。

余りこればかりやってもしょうがないのですけれども、地方創生臨時交付金の中からこういうのをやって10万円支払っているところも結構あるのですけれども、いずれにしても土幌町で去年は30人ちょっとです。ですから、そんな金額でもないのですよ。だから、町長は子育て支援だとか妊婦支援をやっていくのだと言うけれども、それは何をやるのだと言われたとき、なかなか答えづらいのだろうと思うのですけれども、町長が10万円は国の制度の中でやりたいということであれば、これは町長の考えですから、やむを得ないと思います。

それでは、2問目に、今町民に新型コロナの心配事を聞くと、今ここでなったらどうしたらいいの。町のネットを調べても、今度変わってくるのですけれども、初めは37度5分、4日間どうのこうのというやつは消えて、5月から今度は倦怠感があつたときには帰国者、それから接触者相談窓口に相談してくださいという、町はどうしてくれるのか分かりませんが、そういうネットの書き込みしかないのでは

す。だから、みんな心配しているのです。万が一私になったとして、熱が出たよと、倦怠感が出たよといったときにどうしたらいいのですか。どこへ言って、町はどういう対応してくれるのか、その辺をちょっとお聞きします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

新型コロナに関わる町民の情報提供については、1つは広報だとか役場だよりということと併せて、新型コロナウイルスの対策本部ニュースあるいはチラシということで町民にお知らせをしているのでありますけれども、今大西議員が申しましたコロナの心配があったときにどうやって聞けばいいのかというお知らせについては、3月の13日と4月の23日に町民全戸に配ったチラシの中に記載をしてあるのですけれども、これも国や道の指導でもあるのですけれども、例えば37度以上の熱だとか、だるさだとか、息苦しさだとか、心配な場合については、1つはかかりつけ医がいる場合はかかりつけ医に相談をしてくださいということと、かかりつけ医がない場合については、まずここでいくと帯広保健所に相談をしてくださいということでもありますけれども、もう一つ、国保病院があるのですけれども、発熱で受診を希望する場合には国保病院に電話で申込みをするのですけれども、国保病院においては感染防止監視委員会の決め事で、電話で受けるのと併せて、病院に来たときについてはチャイムでお知らせをして、看護師が玄関の外で対応するというような感染防止対策を取っているところがありますし、あとその他については保健福祉課が対応するということになっているわけですけれども、いずれにしても保健所に連絡をして指示を受けるという取組でありますけれども、今後、先ほど申し上げましたとおり、対応について若干変えるという方向になりますけれども、それらについてももしっかり受け止めながら、速やか町民に情報提供してまいりたいと思います。

秋間議長
大西議員

大西議員。

保健所にどうのこうのとか、町長がそう言って、マスコミの報道見ていると、保健所に電話したら、忙しいからもうちょっと待ってくださいとか、土幌でもあったみたいですがけれども、保健所に電話するとあと何日か待ってくださいとかという、そんなことやっているうちに重症化するのでないかなという、マスコミが今テレビをつけるとコロナの話ばかりで、いろんな人が、医者だとかなんとかの人がいろんな話しするから、町民の人はどれを信じていいか分からないのです。ですから、もし土幌町で自分がそうなったときに、今町長の言われるように町立病院に電話すると、そこで発熱外来はないですけれども、そこで町民が別枠で受けて、それでこれは普通の風邪、インフルエンザでないということになれば、保健所に町のほうからしてくれるのですよね。なった住民からするとなるとまた大変ですから、町のほうから

やっただいて、そこでどうするのかという話になっていくと思う
のですけれども、その辺は保健師か誰かがきちっと対応してくれば
安心して町民も町立病院で診察受けられたりなんかするのだと思うの
ですけれども、どうです、それは。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 具体的な対応については、保健福祉課長あるいは病院の事務長から
お答えさせていただきたいと思います。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

福祉課長 大西議員のおっしゃるとおり、町民は大変いろんな報道で情報が錯
綜していますので、困っているのではないかと思います。保健福祉
課のほうにの連絡来たときには、こちらのほうから窓口で各関係機関
につないでいきたいと考えております。

以上です。

秋間議長 病院事務長。

土屋病院 国保病院事務長、土屋よりお答えをさせていただきます。

事務長 病院としての対応は、先ほど町長の答弁にあったとおりでございま
すし、季節的なものも含めてか、最近発熱者の外来というのはあまり
いないのですけれども、コロナウイルス感染症に類似するような症例
があった場合については、うちのドクターのほうから保健所等と相談
することも可能ですので、そのような対応をさせていただければとい
うふうに思っております。

秋間議長 大西議員。

大西議員 今可能というより、やりますよと言ってくれたほうが町民安心する
のだけれども、いずれにしても病院の医師のほうから保健所と話し合
ってそういう対策きちっとやってくれば、町民は安心すると思うの
です。

それから、今年の秋、冬になったらインフルエンザと新型コロナの
両方が流行するのではないかとこの間のあれでは、いってみれば病院で両方がで
きますよと、だからインフルエンザの検査、それから多分新型コロナ
については抗体検査だと思うのです。PCR検査はやると時間がかか
って、結果が出ませんから、それを今秋の両方感染が発生したときに
病院でそれができるのかどうかお聞きします。

秋間議長 町長。

小林町長 病院の事務長からお答えをさせていただきたいと思いますが、
以降個別具体的な事項については担当課長からお答えをさせてい
ただきたいと思います。

秋間議長 病院事務長。

土屋病院 国保病院事務長、土屋よりお答えをさせていただきます。

事務長 先週9月4日に加藤厚生労働大臣の記者会見にもあったように、同日付で厚生労働省から各都道府県宛てに、インフルエンザ、それから新型コロナウイルス感染症の今後の対応についてそれぞれ都道府県に指示がございました。今後恐らく道のほうから、保健所を通じてになるかというふうに思いますけれども、町なり、それから我々医療機関のほうにもそれに伴う対応の通知があらうかというふうに思いますので、それを受けながら当病院としても検討していきたいというふうに考えております。現在のところ院内の検討の状況としては、インフルエンザの検査自体は今までどおり、これはやらないということにはならないだろうということで考えています。ただ、コロナウイルス感染症のほうは今どのような形で対応できるか、今院内でも検討させていただいておりますので、現段階ではそのようなお答えしかできませんけれども、そういうことで検討を今後も引き続き行っていくということでご理解をいただければというふうに思います。

秋間議長 再質問あれば許します。大西議員。

大西議員 今事務長話をしたように、加藤厚労大臣が4日の日ですか、マスクミに出ましたから、私どもも知っているのですけれども、インフルエンザと同時流行で発熱の患者が増加すると、そういう患者については病院に電話をしてくださいと、それで病院の医師の判断で指導しますよと。それで、もし士幌のうちでいえば、かかりつけ医だとか身近な医療機関ということで町立病院がもしそれができないとほかの病院に紹介しますということでありますから、電話で相談というのは、新型コロナだったら大変ですから、これは正解だと思うのです。それで、士幌の町立病院でこれから検討するといいいながら、大臣は10月いっぱいぐらいで何とか結論出してくださいということでありますから、ぜひ士幌の町立病院でできるようにしてもらわないと、インフルエンザとコロナと一緒にきたら、多分分からないのだと思うのです。本人も分からないし、病院もなかなか分からないから、その辺は電話でやり取りしながらやっていかないと、発熱の患者が来るたびに防護服着て看護師さんや医師がやるというわけにもいきませんから、ぜひ10月いっぱい結論出せるように、そして町民に明快な説明を広報できちっとして、町民が右往左往しないで理解ができるような体制でもしやれるなら、やっていただきたいと思います。

それで、次に、2009年ですか、新型インフルエンザでパンデミックが起きて、あのときに町も国も条例や何かたくさんつくりましたよね。あのときにワクチンが潤沢に来ていませんでしたので、ワクチンの接種する順番、医療従事者、それから高齢者のそういう病気にかかっている人とかと順番づけをインフルエンザのときにはやったのですけれども、今回も国は無料で今年の末から来年の初めにかけて何とかは言っていますけれども、潤沢に国民全部、1億3,000万人が全部使え

るようなワクチンってなかなか来ないのだと思いますけれども、そういうきちっとした順番づけを今のうちにしておかないと、これからなつたときに、私打ちたかったのに、あの人何で先にやったのかということになるとまた混乱起こすので、早い時期にその順番を、新型インフルエンザの2009年のときの例を取りながら、そのときにもちゃんとつくっていたはずですから、それを町として早々とやったほうがいいのかなと思いますけれども、どう思いますか。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうから説明させていただきます。

インフルエンザの接種については、9月5日現在の情報で、厚生労働省案では65歳以上と乳幼児から小学2年生、妊婦、基礎疾患のある者、医療関係者などが優先順位と書いておりますので、当然町としても北海道の指針を指導を受けた下、これを遵守して行われると想定しております。

以上です。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

ぜひ町民に理解をしてもらうように、誤解を招かないように順番を決めて、多分今第2波が終息しているのだと思います。一時期は全国で1,000人以上の感染者がいたけれども、今500人ぐらいに減っていますから、今のうちにやっておかないと、間違いなく3波は来るのだと思っています。3波来ないのならそれでいいのですけれども、間違いなく来るのだと思っています。来ることを前提として準備しておかないと駄目なのかなと。ですから、1波、2波の経験を3波に生かすような対策をこれからやっていただきたいと思います。

それで、学校なのですけれども、タブレットを学校の生徒、小学校、中学校、高校まで全生徒に今回対応したのですけれども、この間の学校休校時、マスコミの情報しか私は分かりませんが、オンラインで授業をやっていると、土幌町はタブレット買ったけれども、使っていないのかいという話が一般の人から聞こえてきます。ですから、いろいろな条件があって今すぐは使えないのだと思いますけれども、その辺について教育委員会、使えない理由。

秋間議長

ただいまの大西議員の質問でございますけれども、教育委員会についての通告はなされておりませんが、答弁の中の学校関係と休業関係という答弁がございますので、その関連として受けたいと思いますので、教育長、答弁願います。

堀 江
教 育 長

オンライン授業に関するご質問でございますが、4月20日以降、5月末まで臨時休校したわけですが、その間につきましては土幌町として1人1台のPCはまだ導入していなかったわけですが、この間につきましては各学校から郵送でいろんな教育関係の資料、問題とか、そういうものを送ったり、あるいは各学校にホームペ

ージを持っていますので、その中で文部科学省が推薦している学びの保障というホームページあって、各学年別にいろいろな教材があったりと、そういうことをお知らせしていたわけでございます。

今回の私の教育行政報告でも申し上げましたが、8月中に小中高等学校、全ての学校でPCが導入されました。今後につきましては、校内のLAN工事などを進めながら、オンライン授業を進めたいと考えておりますが、詳しくは参事から回答させます。

秋間議長
川口教育
委員会
参事

参事。

教育委員会参事、川口よりお答えさせていただきます。

今教育長が申し上げたとおり、8月にPC1人1台が学校のほうに納入されました。今の段階では、その機器について先生方が使用法だとか活用の方法について研修を重ねている状況です。この後子供たちもその使い方に慣れて、先進の事例等を参考にオンライン授業ができるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

この間みたく学校が全国休校に何か月もなるなんていうことは文科省もこれからはしないということでもありますから、多分タブレットを使ったオンライン授業ってなかなかないのかなとは思いますがけれども、学校内で感染者が出たとしても、消毒に1日から3日かければ大体きれいになるよと、だからいってみれば休ませることがないのかなと思います。それで、これは想定内の話ですけども、想定外のことは何が起こるか分からないですから、今光ファイバーも町が一生懸命やっていますから、多分やりたくてもタブレット使えない地域があるのだと思うのです。ですから、きちとなったときに一回練習、小学校1、2年生というのはなかなかそれは無理なのかなと思いますけれども、一回何かの機会にオンライン授業をやるということが何かのときに助かるのだと思うのですけれども、教育課長、どう思いますか。

秋間議長
小野寺
教育課長

教育課長。

教育課長、小野寺からお答えさせていただきますけれども、今大西議員が言われたとおり、今後の国の対応としましては長期の休業は恐らくしないだろうという方針だと思われまます。ただ、機器が入っておりますので、今後活用するに当たっては、次年度以降農村地区の光ファイバーの関係もありますし、そういうものが整えば、より一層使いやすいというか、通信網がよい状態で活用できると思っておりますので、それまでの間準備をして、もしくは夏休みですとか冬休みの長期休暇のときにでも持ち帰りをして活用できるようなことができるように学校と協議をしていきたいというふうに考えております。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

ぜひ一回、生徒も先生も父兄も練習して、何かのときに使えるよう

にさせていただきたいと思います。

それから、今町民がコロナで一番心配しているのは、PCR検査どこでできるのだと、それからもう一つは、士幌町で今幸いにも発症者が出ていないので、1番にはなりたくない。それで、まずPCR検査についてこの間帯広の医師会が9医療と道との委託契約でPCR検査できるようになった。それで、行く行くは18医療機関とやるのだという話が新聞に載っていましたが、士幌町はその9に入るのか、18に入るのか、今検討中なのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長

町長。

小林町長

保健福祉課長からお答えさせていただきます。

秋間議長

保健福祉課長。

藤村保健

保健福祉課長、藤村のほうから説明させていただきます。

福祉課長

大西議員のおっしゃるとおり、新聞報道等が先行しております。私ども保健所のほうに確認しているのですが、あくまでも医療機関にということではなかなか情報がいただけておりません。実はその9か所という報道なのですが、9か所がどこか保健福祉課は把握していない状況ですが、保健所もしくは北海道のほうから情報提供があったときには速やかに町民に周知できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

秋間議長

大西議員。

大西議員

帯広医師会と言ったけれども、十勝医師会の間違いです。

それで、保健福祉課には連絡がないけれども、病院のほうにはそういう連絡というのは医師会からないのですか。

秋間議長

病院事務長。

土屋病院

ただいまの大西議員の質問ですけれども、8月27日付で十勝医師会のほうから、十勝管内の各医療機関に対しましてアンケートという形で、いわゆる検体を取ることが可能かどうか、それから検査が可能かどうかというような文書が来ております。新聞報道では中間時点という報道のようですけれども、締切りが実は9月15日、来週の火曜日ですので、先ほど申し上げたとおり、うちの内部でも今検討している最中ですので、まだうちは回答しておりません。したがって、新聞記事に載っている医療機関にはうちは含まれていないということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

秋間議長

再質問あれば許します。大西議員。

大西議員

含まれていないということは、十勝医師会がうちの病院はできないと思っているのか、こっちから手挙げていくのか、どっちになるのですか。もし募集が来たときに、士幌町の町立病院だけではできませんからね、道の委託を受けないと。ですから、そのときには士幌町としては町立病院としては手挙げるのかどうか。

秋間議長

病院事務長。

土屋病院
事務長 含まれていないというのは、うちが回答していないため、まだこの数字の中に入っていないということです。うちの意思表示をまだされていないということでご理解をいただければというふうに思います。先ほど言ったように、それも含めて今院内で検討しているという状況です。

秋間議長 大西議員。

大西議員 いずれにしても、PCR検査が町立病院でできれば、もし感染した人があっちやらこっちやら回って帯広の検査するところに行ったりなんかしているうちにほかの人にも感染することがあるのですよ、家庭内だとか。だから、なるべく近場でそういう検査ができれば、それはすごく濃厚接触者も少なくなるし、最高だと思うので、これから15日まで院内で検討するのであれば、ぜひ手挙げていただきたいなと思います。

それと、土幌町で誰もまだ感染していないから、1番にはなりたくないのだという、もしなつたときにいろいろな誹謗中傷、差別があるので、それが怖くてという住民の人が多いのです。それで、今あっちこっちで、十勝でも新聞では22、町長の答弁は23人になっていますけれども、いずれにしても十勝管内でも結構なところで感染者が出ていますよね。それで、うわさが独り歩きして、あっちだ、こっちだと、この間帯広行ったら、土幌でこの間出たのだからねと。だから、うちの人は土幌町に行くなと言っていますよと言うから、それ違うわと。多分上土幌の企業が帯広に会社を持っていて、そこのサッカー選手がなつたやつを上土幌と土幌と間違っただろうなと思うのですけれども、すごくみんなでうわさを立てて、あそこだ、ここだと犯人探しをするのですけれども、もし土幌町で発生したときに、個人情報だから非公開という人が多いので、町村ぐらいが分かると皆さんあれができるのですけれども、町長、やっぱり記者会見か何かしないとならぬと思うのですけれども、その辺はなかなか個人情報と言われたらできないのですけれども、最終的には大樹のほうの病院の職員みたく庁内の庁舎の人が感染したときにはきちっと町長あれしますか。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 感染予防しても、やっぱりどこで出てもおかしくないという状況であれば、そういうことであれば起きるということも可能性考えなければならぬのでありますけれども、今個人情報で本人の同意がなければ出せないということですから、それに従わなければならないのでありますけれども、ただこれからいろんな状況変わっていく中では、1つは一定程度のあれをすることがまた感染防止拡大にもつながるということも考えながら対応していきたいと思っておりますけれども、またお話がありましたように、誰もがかかる中では、全国的にかかれば誹謗中傷だとか、いろんなことがあるということは大変残念だと思うことで

ありますから、そういう面ではしっかり啓蒙していくということも大事かなと思いますので、いろんな町の広報等々に関わってコロナに関する町民に対するいろいろな啓蒙もしっかりしていきたいと思えます。

秋間議長 大西議員。

大西議員 初めにも言いましたけれども、土幌町新型インフルエンザ等対策本部条例というのがありまして、2009年のときにつくったやつだということです。平成25年3月12日ですけれども、行動指針だとか、新型インフルエンザの条例がいろいろたくさんつくってあります。だから、対策本部についても緊急事態宣言が起きたらすぐ対策本部をつくれと、それでその中には町長を先頭として、副町長、教育長、課長というような形で羅列してありますけれども、ぜひそのときの、土幌町は今回宣言する前に本部つくったのですから、インフルエンザのときのやつを参考にして、条例も全部ありますから、それを参考にして、いつ終わるか分からない新型コロナをみんなで乗り越えていこうと思えますけれども、ぜひ町長も先頭になって町民から一人も出ないような体制づくりをやっていただきたいと思います。

終わります。

秋間議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

質問順位第2番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員 それでは、私から新型コロナウイルスの感染症対策本部の取組について質問させていただきます。

その前に、新型コロナウイルスの感染症は人類の初めての対応であり、いまだにワクチンや治療方法が確立されていない中、予防対策や国、道の事務対応に理事者、職員の皆さんが本来業務のほかに多大な業務負担をしながら職責を全うされていることに敬意を表し、感謝申し上げます。

それでは、質問させていただきます。新型コロナウイルスが1月28日に道内で初めての感染症患者が発見されて以来、道内及び国内においても再拡大の一途をたどり、多くの感染者が発生しており、終息の兆しが見えません。しかし、本格的な感染拡大は秋、冬とも言われている中で、町民は感染に対する危機感と経済不況は事業の継続、生活の維持に大きな不安を感じております。

町では、予防対策や生活、経済支援対策について3月2日設置の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対応してきたと思えますが、ここに広く農商工経済関係者、教育関係者、福祉関係者、学識経験者などが参画して様々な意見を聴取し、情報を共有し、連携して必要な対策をスピード感を持って対処することが求められています。したがって、この対策本部の機能を十分に発揮するために、本部の構成員、対策会議などの活動状況、成果についてお伺いいたします。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

このたびの新型コロナウイルス感染症に関する町の対策本部設置に
ついては、ステージごとに行うこととされており、まず第1ステージ
では土幌町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意の町対
策本部を立ち上げることになっており、3月2日にこれを設置しまし
た。次に、第2ステージでは、政府対策本部長が緊急事態宣言を行っ
た時点で、本町において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基
づく対策本部を設置することになっており、4月8日に法定設置へと移
行となりました。これらの本部の構成員につきましては、特措法第35
条第1項に基づき、町長を対策本部長とし、同条第2項に基づき、そ
の構成員は副町長、教育長、消防課長及び町長が職員の中から指名す
るものになっており、各課所属長で構成されています。

次に、活動状況につきましては、9月までに対策本部による会議を
9回、そのほか臨時の課長会議、関係者会議を開催し、対策に取り組
んだところであります。その協議の内容は、国の基本対処方針や北海
道の基本方針による対応と情報共有、町の業務継続計画の見直し、施
設ごとの感染症対応マニュアルの作成、町主催イベント等の実施可否
の運用基準の作成、企業活動及び住民生活の状況と支援対策について
などが主な議題となっております。また、町民に対しては、その情報
を随時新聞折り込みや町広報で周知するとともに、町ホームページで
に特設ページを立ち上げているところであります。

なお、これら対策の推進に当たっては、教育委員会はもとより農協、
商工会、福祉関係団体などと連携しながら進めているところであり
ますが、今後においても、伊藤議員が申されたとおりに、共通認識を持
ちながら連携してスピード感のある感染防止や事態対応と併せ、生活、
経済の支援対策をしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
伊藤議員

再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

ただいま町長は、新型コロナウイルス感染症に関する町の対策本部
設置には、第1ステージで3月2日に任意で立ち上げ、第2ステージ
で政府の緊急事態宣言を行った時点で法に基づき4月8日に法定設置
に移行したとのことですが、しかし既に5月25日、政府は緊急事態を
解除宣言しましたが、現在は本町の対策本部は任意の組織に戻ってい
るのか。また、今後いつまで対策本部を継続する考えかお伺いたし
ます。

秋間議長
小林町長
秋間議長

町長。

総務企画課長のほうからお答えさせていただきたいと思
います。

総務企画課長。

<p>亀野総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長、亀野より伊藤議員のご質問にお答えをいたします。 今現在の段階では、任意の団体となっております。しかしながら、今後先ほどからも言うこれからのインフルエンザ、コロナ等々の状況も鑑みますと、まだまだ本部会議のほうは解散はできないのかなと考えてございます。 以上でございます。</p>
<p>秋間議長 伊藤議員</p>	<p>再質問あれば許します。伊藤議員。 任意に設置して継続しているということですが、この本部の構成は特措法第35条2項に基づき、各課所属長で構成されているとのことですが、しかし同法では第35条第4項に、市町村本部長は必要があると認めるときは国の職員、その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができるという規定があります。また、士幌町新型インフルエンザ等対策本部条例第3条第2項でも同様の規定がされております。職員だけで構成されていたのでは、私たちから見るとどうしても内部連絡会議のように感じてしまいます。対策本部で課題を検討する場合に、広く農商工経済関係者、教育関係者、福祉関係者、学識経験者や組織代表等がこの対策本部に出席して様々な意見を聴取し、感染防止の物資の状況、経済対策では何を求めているかなど、的確に把握して情報を共有し、必要な対策を迅速に対処すべきと思います。</p>
<p>秋間議長 小林町長</p>	<p>新型コロナウイルスの対策本部機能を強化して総合調整権限を生かしてほしいと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。 町長、答弁求めます。 まず、先ほどもお答えしたのでありますけれども、対策本部は町の幹部職員で構成しているわけでありましてけれども、ただ今回のコロナ対応について、例えば福祉に関わる問題であれば社会福祉協議会等関係団体でありますし、さらには商工業の支援であれば商工会と協議をするということで関係機関と連携、協議をしながら進めているわけでありましてけれども、今後においては、伊藤議員が今申し上げたとおり、必要においては対策本部の中に外部を入れるということも、必要であればそういう措置をしていきたいというふうに思っています。</p>
<p>秋間議長 伊藤議員</p>	<p>再質問あれば許します。伊藤議員。 ぜひそのようにお願いしたいと思います。 新型コロナウイルスは十勝でも発生しており、いつ我が町に感染、発症するか予断を許しません。対策本部としては、もし万が一発生した場合の対応についてシミュレーションは検討されているのかお伺いいたします。例えば発生した場合の発表の対応の仕方、公共施設、教育施設等の利用制限や期限、休業要請の場合など、国や道の対策のほかには町独自の補償や経済対策、生き物を扱う酪農、畜産経営家族などで発生した場合の作業や営農継続支援、福祉施設で感染した場合の対</p>

応など、発生してから対策するのでは遅くなる場合もありますので、ケースごとに対策と対応を今から想定して準備をしておくべきかなと考えますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 一応発生した場合の事態対応っていろいろあるのだと思うのです。それは、今現在のマニュアルというか、想定取組については総務企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 総務企画課長。

亀野総務企画課長 総務企画課長より伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在土幌町新型インフルエンザ等対策本部設置条例の中でも、特措法でも書かれているのですけれども、それに基づきまして新型インフルエンザ等の対策行動計画というものを作成してございます。それに伴って、各職員の担当がそれぞれ決められておりまして、基本的には先ほど言った町長、教育長、消防課長並びに私が統括の部長となりまして、総務部、施設部、保健福祉部、産業部、教育部、支援部、実働部の7部に編成されておりまして、それに当たって各課の所属長がそれぞれ構成されております。

組織の働きでございますが、総務部は総務企画課が中心となりまして、総務班、情報班に分かれて対応することとなっております。施設部は、輸送班として建設課が対応するようになってございます。保健福祉部は、保健福祉課、町民課、病院、特養が受け持ちまして、厚生班に保健福祉課、衛生班に町民課、医療班に国保病院、特養班は特養が行うことになってございます。また、産業部では産業振興課が受け持ちまして、畜産農政班と産業振興班に分かれて対応する予定でございます。教育部では、教育課、子ども課が対応に当たりまして、学校教育班、給食センターなど管轄教育現場の対応に当たることとなっております。次に、支援部では、出納、議会事務局、農業委員会となっております。それぞれ組織の支援に関する取りまとめを行うこととなっております。最後に、実働部につきましては、消防本部との連絡調整や患者の搬送などにご協力をいただく体制づくりとなっております。

以上でございます。

秋間議長 再質問あれば許します。伊藤議員。

伊藤議員 コロナ対策の情報についてはホームページにも掲載しているということなのですが、ホームページについてちょっとご検討願いたいのですけれども、表示の仕方なのですけれども、ホームページはコロナ対策特集で一括して上げていますが、その下に町からのお知らせとして、最初に発信部署が記載されております。そして、文書の内容があるのですが、対策本部からの情報として、部署を対策本部としたほうが見

るほうは分かりやすいのです。特に文書を呼んでいくと、対策本部から出ているのは、5月27日付のシリアルナンバー7で終わっているのですね、対策本部としての文書は。あとは各課それぞれから出ていると。この辺が非常に統一感ないので、対策本部で検討したものは対策本部の情報として出していただけたほうが読むほうも緊張して読むということも考えられます。

さらに、発信部署のちょっと統一感がないなと思うのは、それぞれ各発信部署、何々課とか教育委員会とかと書いてあるのですけれども、福祉課だけないのです。なぜないかというと、保健福祉課のところはお知らせとなっているのです。町からのお知らせがお知らせになっているということで、特別な理由があるのかもしれないのですけれども、見るほうにしてみればもう少し統一感を持って表示していただきたいというふうに考えておりますので、お願いをして質問を終わらせていただきたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長。

先ほどの質問からもそうですけれども、いかに分かりやすく町民の皆さんに情報を提供するか、極めて私ども大事なことでありますし、訂正するところは訂正していかなければならないのでありますけれども、今伊藤議員がホームページのことについていろいろ指摘をいただきましたけれども、内部でよく検討して、分かりやすい情報が発信できるように直すところは直してまいりたいと思います。

秋間議長

以上で伊藤議員の質問を終了いたします。

ここで11時15分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

秋間議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

質問順位3番、中村貢議員。

中村議員

社会福祉事業等へのコロナ対策支援について町長に質問させていただきます。

高齢者を対象とした福祉事業は、社会福祉協議会が中心となって行っています。特に全町13地区の公民館を利用して開かれているふれあいいきいきサロンや町の介護予防に認定されているふまねっと教室等は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、3月から全て休止をしておりました。7月から9地区のサロンやふまねっと教室が再開されましたが、再開に当たり、検温、消毒、マスク等の必需品の確保や管理体制の人材等、多くの課題を抱えながら3密対策に取り組んでいます。町長は、この福祉活動の現況とコロナ支援対策についてどのように考えているのか所感を伺います。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、中村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

ふれあいいいきサロンは、平成15年に中町公民館と中土幌公民館
住民の世話人の方々によりスタートし、平成22年には町内全地区で13
のサロンが開設され、高齢者の触れ合い、交流の場として大きな役割
を果たしております。昨年度の町内全地区での実績は、146回、参加
者は延べ2,868人、社会福祉協議会が町民保健センターで実施した町
内全域の方を対象とした高齢者の居場所事業においては、談話、ゲー
ム等は40回、延べ269人、遊興活動、いわゆるマージャンは70回、延
べ717人、軽運動は21回、延べ155人となっております。また、ふまね
っと運動教室は、平成20年、住民の健康づくり、介護予防、認知症予
防及び仲間づくりに貢献することを目的に試験的に始まり、平成24年
にNPO法人ふまねっと土幌町支部会が正式に設立され、ふまねっと
しほろとして活動を開始した。現在コミセン、タウンプラザ及び中土
幌公民館などで毎月5回実施しており、昨年度の実績は58回の開催で、
参加人数は延べ701人、ボランティアは334人であります。

いずれの事業も高齢者や障がいのある方などの外出の機会や介護予
防の期待される事業となっており、地域福祉に対し志の高い町民の方
に支えられて成り立っているところであり、社会福祉協議会をはじめ、
関係の皆様には敬意と感謝を申し上げるものであります。

町といたしましては、これらの事業支援として、今年度において社
会福祉協議会の地域福祉活動実践事業補助金526万4,000円のうち、サ
ロン推進事業として173万3,000円、ふまねっと運動推進事業補助金18
万円で、その他の社会福祉協議会運営のための人件費を含め1,814万8,
000円を助成するものであります。また、各地区のサロンには、地区
の要望により、昨年度は6回、延べ102人の保健師や管理栄養士を派
遣、高齢者に係る健康講座や血圧等の体調チェックなどを行い、出前
講座として開催させていただいております。今年度は、新型コロナウ
イルスの影響で3月から6月にかけてはサロン及びふまねっと教室は
休止としたところですが、町及び地域の方々と感染対策について協議
を重ね、地域のボランティアの皆さんのご協力により7月から再開し
ていただいたところであります。

この間における町としての安否確認、衛生用品等の支援についてで
ありますが、5月には支援の必要な高齢者等に対して電話かけや戸別
訪問をさせていただき、その際にマスクを保有していない世帯に対し
て町が保有していた布マスクの配付を臨時的に行ったところでありま
す。また、80歳以上の高齢者には、町民のボランティアの皆さん及び
土幌町障がい者支援の会が運営するほのぼのホームで製作した布マス
クを6月以降順次送付させていただきました。7月に再開したサロン

には、各地区1回以上職員が出向き、実施状況を確認、コロナウイルスの感染症に係る啓蒙活動及び熱中症対策の講話や血圧測定等の体調チェックを含めた健康講座を実施しております。

ご質問のサロン等の事業に係る衛生用品や非接触型体温計など感染防止用品については、マスクなどの個人で用意すべきものを除き、町が購入し、支給または貸与しておりますが、今後も事業に必要な物品等は社会福祉協議会などと十分協議をしながら対応してまいりたいと存じます。

以上、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
中村議員

再質問あれば許します。9番、中村議員。

今町長から詳しい答弁をいただきました。ただ、私の質問と町長の答弁が、ちょっと誤解されているのかということで、再度詳しく説明をして答弁をいただきたいと思っておりますけれども、要は社会福祉協議会、確かに活動内容、それから町の支援、これはこのとおりだと思いますし、もちろん感謝もしております。

ただ、今私が質問しているのは、コロナ禍において実際に6月18日ですか、道と町のほうから、今までやめていたものを徐々に3密さえ守れば何とか進めてもよろしいですよということで、特に社協の職員は高齢者の人たちから、特にサロンにおいては早くオープンしてほしいということで、6月の末からもう準備していました。3密を守るために、先ほど町長80歳以上の人にマスクはもう全部渡したと言っていましたけれども、社協がいきいきサロンをやるとした時点ではまだ全然その辺の対応がされていなかったわけです。それで、非常に困惑をしながらも何とか、13地区のうち9地区ですか、何とか開くことができたということで、大変喜んでおります。

ところが、さらにまだ2地区は検討状況と、それは当然コロナ対策でコロナの対応が、簡単に言うと担当課のほうからそれなりの支援も何もないと、その中で果たしてできるかという疑問があったということなのです。それで、今回私が質問したのは、その現実を踏まえることもそうなのですが、その現実を町長がどこまで理解しているかと。それと、この時点でコロナの対応策、3密対策をどこまでやったか、それを確認をしたくて質問したわけですので、再度答弁をお願いします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

まず、事業等の再開に関わっては、先ほどもお答えしたとおりであります。新しい生活様式であるとか、段階的緩和の目安を基準にしていろんな取組を再開をするということで、基本的には3密を回避するということと、具体的には施設の定員の2分の1以下になるように、そういう設定をしているということで、総研であるとかコミセンであるとか、より広い会場を利用いただいているというような取組を

しているところであります。

それから、用品等の各団体への配付については、それぞれ福祉団体についても10分の10の補助があるわけでありましてけれども、町はそのつなぎであるとか、あるいは補完的に補助をしているところでありましてけれども、今後とも団体、あるいは活動の状況を見ながら支援について考えさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、サロンの再開も含めてでありますけれども、団体と連携をしながら一日も早く再開をするという方向で進めていきたいと思っておりますけれども、具体的な課と社会福祉協議会の関係等については担当の保健福祉課長のほうからお答えさせていただきますし、以降個別具体的な事項については担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。

社会福祉協議会とは、北海道の緊急事態宣言、国の緊急事態宣言がなされた後も中止するという事は協議して行っておりました。また、再開に向けてもかなり連携して会議を開いて、各団体にも私たちが直接行っていませんが、社会福祉協議会が各世話人の方々のところに行って、再開に向けた要請及び開催に当たっての必要な支援や必要な物品等、連絡調整してきております。当面は社会福祉協議会のほうから必要なものを聞き取って、町のほうでということをやっていたのですが、当面社会福祉協議会が組んでいる当初予算だとかで間に合う分までいきますということで、その後必要なことがあれば言うてくれということで話し合っておりました。ただ、高齢者がいち早く再開してくれという話は、私どもも何件かはあるというのは知っていたのですが、世話人の方々がやはり危険ですので、しばらく休みたいということの団体側の意見が強かったので、私どももしばらく様子を見ていましたが、今後再開に向け、まだ再開していないところは私たちも直接今度社会福祉協議会と一緒に行って、地区の方々とお話をしたり、また必要なもの、先ほど町長から答弁がありましたとおり、必要なものは速やかに提供できるように努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

秋間議長
中村議員

再質問あれば許します。中村議員。

その支援についてはいろいろと担当の課でもやられているということなのですが、恐らく認識の違いがちょっとあるのかなと。現実に現場でやっている人間と、それから今の担当している課の認識では結構違いがあるのかなと。3密を守るためのマスクだとか、消毒液だとか、非接触型体温計だとか、実際にこれ足りないのです。それを取りあえず必要であれば支給していますよだとか、それから社協で予

算があるので、予算の中で処理できるのであれば、そういうふうにしてほしいと言いますけれども、皆さんコロナの予算なんて最初からつけているわけじゃないですね。それで、ないのに、だから皆さん既に、どこの課でもそうだと思います。当初予算組んでいます。予備に余っているお金はないと思います。その中で、たまたま社会福祉協議会の予算でその中で今取りあえずやってほしいというのは、これはとんでもない大きな間違いだと思いますので、その辺については必要な分があれば取りあえず言ってくださいと、それに対して補充しますからと、もしくは物を買ってあげますからというような対応が必要でなかったのかと思います。

それと、今全部で13地区あるというのは、9つが今動いています。それと、2地区が検討中。今の課長の話ですと、世話人がやっぱりちょっとおっかないから対応できないという話でしたけれども、確かにそれもあると思いますけれども、今9地区が動いている以上は、その地区に来られているお年寄りの方、高齢の方は開いてほしいのです。

それと、もう一つ、答弁の中にもありましたけれども、簡単に言うと有効活用で、マージャンクラブですか、マージャンの同好会、それからカラオケもあります。これは、全く普通のサロンに通っている人たちと違って、別格の人たちが通っています。例えばマージャンならマージャンの本当に好きなお年寄りが集まっています。それから、カラオケはカラオケで本当にカラオケの好きな人たち。だから、全て別格なのです。通っている人、同じサロンの中でも別な人間がそこに通っているということなのです。それで、当然課長も知っていると思いますけれども、この2つも何とかならないかということで今社協で一生懸命やっています。当然課長も知っていると思います。課長のほうもそれに対してお手伝いをしながらやっているとしたいと思いますけれども、ぜひこの辺についてもしっかりと支援をしていただいて、お願いしたいなということでもあります。

それで、次に、今ほとんどサロンは公民館を使っております。公民館では、ちょっと聞きましたら、消毒液を用意していると、なくなれば補充しているということなのですけれども、実際ふれあいいきいきサロンではそのほかに体温計、それからマスク、それから消毒液と、マスクは先ほど、しつこく言いますけれども、町のほうでは十分与えていますよと、それ以外で足りない人はどうのこうのという話ですけれども、実際お年寄りの人たちに満遍なく全て当たっているかといったら、そうでもないのです。取りあえず何枚かはもちろん行っていると思いますが、あとは自分で買ってくるしかない、そういう状況のお年寄りの人たちが多いわけです。ですから、そういう意味では、これは公民館で用意すべきなのはよく分かりませんが、ただサロンや何かは必ず公民館使ってやっていますので、その中でどうして

もマスクだとか、それから非接触型の体温計、それから消毒してもやった後また消毒して、今は聞くところによると普通の洗剤でもいいという話は聞きましたけれども、実際にはその消毒液で机だとかテーブルだとかも拭いているという形で、当然それだけで足りるわけではないのです。

そういう意味では、今それぞれ公民館でやっている準備するもの、現在は消毒液は公民館にありますけれども、それ以外についてはないので、社協のほうで全てを用意して走り回っていると。非接触型の体温計も現在3つぐらいしかないので、サロンが開かれるときに同じ時間帯で3つも4つも重なるときがあります。そうすると当然それらも足りなくなります。そういう意味では、公民館で用意すべきなのか、もしくはサロンで用意すべきなのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

まず、用品等の関係ですけれども、それぞれ各課から要請に基づいて今回補正予算を国が準備しているのですけれども、その中には団体で使うもの等もあって、例えばサロンでいくと、各サロンで非接触型の体温計を整備したいということでもありますから、それについては購入したところでもありますけれども、ただ社会福祉協議会で使うもの全て町で用意するのかどうかというのは、それはまたいろいろ議論があるところでもありますから、今後団体と協議をしていきたいというふうに思うところでもあります。

それから、マージャンの問題、あるいはサロンの再開したことでありますけれども、町としてはできる限り早く再開をするという考え方でもありますけれども、一方では感染防止やクラスターが発生することのないようにということも配慮しなければならないですから、それについては担当課と、それから社会福祉協議会、関係団体の皆さんとよく協議をして進めていきたいというふうに考えているところがございますけれども、具体的内容につきましては保健福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうから説明させていただきます。

まず、体温計のことですが、既に各地区公民館に各サロンに貸与しております。それと、衛生用品も、多分買物箱のように全部そこに一式、衛生用品必要な分はそれに入れて公民館に置いてあるか、もしくは世話の方がそれぞれ担当替わるので、持ち回りで回しているというふうに思っております。今後も必要な物品等、先ほど町長から答弁あったとおり、社協と十分連絡を密にして、速やかに町民の方に迷惑かからないように支給もしくは貸与していきたいと考えております。

もう一点、マージャンとカラオケの件でございますが、3密を避け

ることができないような事業でありましたので、当面は見合わせておりましたが、社協とこちらのほうも十分協議しまして、先進的な事例がございまして、マージャン等を再開しているようなところの事例がございまして、そんなところも私たちも社協と勉強して、一人でも多くの方が元の活動に戻れるように支援してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。中村議員。

中村議員 今の課長の話では、それぞれ各公民館に全てがあるということで理解してよろしいですか。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課、藤村のほうからご説明します。

福祉課長 各地区の世話人にお渡ししていますので、その世話人に聞くと公民館に置いてあるよというところと、持ち回りで世話人の方が持っているよというところと2通りあると認識しております。

以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。中村議員。

中村議員 それぞれのふれあいサロンの担当者にお任せをしているということで、取りあえず必要なものは全て、予備のマスク、それから非接触型の体温計、それから消毒液と、これについては全て用意されていますと、こういう理解でよろしいですね。そういうことで理解しましたので、その辺が曖昧でしたら、何とか再度確認を取ってちゃんとやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、コロナが発生してから社会福祉協議会が担当してやっていたふれあいいいきサロン、それから保健センターなどで使わせてもらっていたふまねっとだとかいろいろのもの、運動です。そういうのが3月から全て中止になって使えなくなったということで、それはいいのですけれども、現在使えるようになってから、実際今まで使った部屋がどういうふうになっているのか、保健福祉課ですからいろいろな検診だとか何だかんだでももちろん使っていると思いますが、それは前々から、コロナ起きる前からそこは使っていて、空いたときに使わせてもらっていたはずなのです。それが今はこういうふうな、落ち着いてはいないですけれども、今空いている状態で、それがもう一度さらに3密を守りながらやっているサロンだとかふまねっとに対して、それが使うことができないという理由を教えてくださいたいと思います。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。

福祉課長 町民保健センターのことだと思いますが、もともとサロンでも使っておりました。こちらのほうは、一応コロナ感染症が発生する前は共

有して使っております。実は、町民保健センターは保健所に届出を行い、予防接種や検診業務、乳幼児等の相談業務などに利用する目的で、申請して保健所からの許可を得て使う目的になっております。その前は、当然併用して、安全が保てればサロンと介護予防事業等でも使っておりますが、現時点で感染拡大防止やワクチンなどが開発されておられません。国がある程度の終息宣言が出るまでは、医療や保健業務を優先して使っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、利用状況ですが、ほぼ毎日とは言いませんが、1週間に最低でも3回、もしくは1日に3事業ぐらい、先ほど説明した保健、予防接種等の乳幼児健診とかありますので、そこに使われておりますので、現時点ではここはちょっと使うのを避けたいと考えております。ただ、代替案として、保健福祉課がある総合福祉センターのほうの別の会議室等ございますので、ここが国の3密を避ける対策で、定員というか、面積で大体今までの半分ぐらいの人数で利用できることであれば、また利用者の距離を保てることであれば、サロンや、もしくはふまねっと等で活用いただけることを検討したいと思っておりますので、こちらのほうも社会福祉協議会と十分協議して事業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

秋間議長
中村議員

再質問あれば許します。中村議員。

実際に本当に場所がなくて困っているのがふまねっとであり、サロンについては公民館が何とか使えるということなので、いいのですけれども、問題は恐らく、まる元ですか、今保健福祉課でやっているまる元だとか、あとはガンバルーンだとか、ふまねっとなんかは場所がそういうふうに2か所が中止になればそんな厳しい状態であると。今何とか社協でやっているふまねっとについては、もりのくまさんですか、あそこを使ってやっているという状態で、結局場所が変わると今までそこが近くてそこに行っていた人たちが行けなくなる。となると、やはり迎えに行かなければならないということで、また人の手も必要になってくるということなので、とにかく非常に厳しい状況であると、その中で何とか多くのボランティアの人たちの参加の中でふれあいサロン、それからふまねっともそうですけれども、それぞれ本当にボランティアの方たちのおかげでやっている事業なのです。

その辺を十分頭に入れていただいて、今課長からしてもらったとおり、各公民館にはそれぞれのサロンについては全て用意をしておりますと約束もいただいたので、これも恐らくコロナウイルス、今日もほかの2名の方も質問していましたが、これはまずその薬ができない限りは恐らくこのまま共存しながらコロナの中で生きていかなければならないと思っております。その中では、恐らく町の予算もまたいろんな

面でかかると思いますが、特に福祉でこういうふうにお年寄りたちが頑張っている活動に対しては、しっかりと調査もさせていただいて、応援をしていただいて、何とかこの後もしっかりサポートしていきますという約束をいただいて質問を終わりたいと思います。

秋間議長 町長、答弁。

小林町長 いずれにしても、高齢化社会の中で、今お話にありましたサロンであるとかふまねっとというのは地域の高齢者社会の中で極めて重要な取組でありますし、さらにはそれは多くのボランティアの皆さんが支えているということを改めて認識をするものでありますけれども、一方で町全体としては感染を防止するということもまたこれ極めて重要です。感染防止とそれぞれの取組がうまく両立するように取組を進めていくのでありますけれども、そのためには私ども担当課と、それから関係団体の皆様がよく協議をして進めていくよう取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

秋間議長 以上で中村貢議員の質問を終了します。

質問順位 4 番、清水秀雄議員。

清水議員 私は、町長に公営住宅の保証人問題について伺います。

2020年4月1日、民法の大幅な改正が施行されました。国土交通省は、民法改正を受けて公営住宅管理標準条例案を改正して、公営住宅入居の際の保証人に関する規定を削除し、住宅総合整備課長名で、公営住宅入居に際しての取扱いについての技術的助言を通知しました。十勝管内でも多くの自治体が保証人条項を削除しています。本町も連帯保証人条項を削除すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在本町では、公営住宅に入居する場合、連帯保証人をつけていただいているところですが、ご質問にありました民法の一部改正を受けまして、本年3月の第1回定例町議会において連帯保証人の保証の極度額を定める関係条例の改正を行ったところであります。また、国土交通省からの通達、公営住宅入居に際しての取扱いについてが出され、その内容については4点でありますけれども、1つは、公営住宅管理標準条例を改正し、保証人に関する規定を削除したもので、各事業主体は住宅困窮者の入居に支障がないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切に対応すること。2点目として、保証人に代わり、入居時に緊急連絡先を提出させることが望ましいこと。3点目として、仮に保証人の確保を求める場合は極度額を設定すること。4点目として、入居予定者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合は、保証人の免除などの配慮を行うこと。この4点を技術的助言として通知されました。よって、保証人に関する規定を公営住宅管理標準条例から

は削除するが、保証人を確保するか否かについては、地域の実情を踏まえて地方自治体が判断することとされているところであります。

十勝管内町村の連帯保証人の状況を見ると、保証人ありが11町村、保証人なしが8市町村となっております。本町といたしましては、この法改正や通達を踏まえて、関連する規則、要綱を本年3月の条例改正に併せて改正し、連帯保証人は存続することとしましたが、連帯保証人を従前の2人から1人に減らすこととし、さらに連帯保証人がどうしても見つからない場合は連帯保証人を免除できることとしたところであります。

連帯保証人は、本来債務保証といった基本的な役割がありますが、もう一面としては、入居者の安否の確認など緊急時の連絡先として活用させていただいております。高齢化が進む社会動向にあり、今後も緊急時の連絡先として活用させていただく機会が増えることが予想されますので、入居者にとっても連帯保証人を置くことで安心、安全につながるものと考えているところでもあります。今後において連帯保証人の確保が公営住宅申請者にとって大きな負担や入居の支障となることがないように対応してまいりたいと存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところでありますが、この保証人の廃止の問題、これは国交省は通知では、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えますと、町長も答弁でそう述べているのですが、この保証人制度を廃止するということを初めから、冒頭から国交省がそのように、指導通知ですよね、このことをやはり重視していく必要があると思うのです。

保証人を廃止した場合における滞納問題、確かに町長が答弁で言われましたように、単身者の場合の連絡場所などについてきちっと次のように対処すべきだというふうに提案しています。緊急時に連絡が取れるよう、勤務先、親戚や知人の住所等、緊急時連絡先を提出してもらい、このことによって保証人がいなくても、町長がおっしゃっています緊急時の対応についてはできるのではないですか。そういう点できちっと対処できるというところからいっても、保証人を前提とした入居者の募集については、それはやめるべきだということを提案しているのです。

それで、保証人の免除制度です。町長もおっしゃっているのですが、保証人の免除制度がありますよということを町民の皆さんに分かりやすく募集案内に記載するよという要請があります。これは当然のこと、本町の場合は募集要項の中に免除制度がありますということ

を記載しておりません。これは、町民に対して非常に不親切だと思うのです。冒頭申し上げましたように、保証人がいないばかりに公営住宅の入居を諦めるといった人たちがいるのではないかとということが予測されるわけですから、そういう点についての今後の対応について伺います。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 先ほど申し上げましたように、今年の4月から連帯保証人を2人から1人に減らすということとしたところであるし、また町外でもいいよということにしたのでありますけれども、従前から2人の場合も実際の運用としては、町内で2人見つからないから入れないということでもありますから、連帯保証人がそろわないから入居できないということとはなかったというふうに認識しているところでありますし、今後においても連帯保証人制度というのは残しますけれども、ご案内のとおり、どうしても見つからなかった場合は免除して、連絡者を置くことであるということでもありますから、そういうような取扱いにしていくということでもありますけれども、入居者というのか、入居申請者がいないほうがいいのかということもあるのでありますけれども、もう一方で私どもとしては滞納をできる限り減らすということも大きな取組でありますけれども、そういう面では今までの中でも保証人がいることによって納付をしたという納付の効果も上がったということがありますから、町としてはそういうことでは滞納防止という観点からも保証人を置くのでありますけれども、保証人がないからといって入居ができないということについてはないように取扱いをしていきたいと思っておりますし、また清水議員が言ったように、うちの募集要領等についてもそのことについては今後記載をしていきたいというふうに思っています。

秋間議長 再質問あれば許します。清水議員。

清水議員 それでは、保証人に対して何を求めるかということですが、町長おっしゃっていますように、保証人に対しての滞納の場合に保証してもらおうということが1つあると思うのです。しかし、今度の法改正によって保証人の限度額が変わりました。これは、家賃の3か月分ということで例示しています。本町の場合は、多分12か月分というふうになっていたのかというふうに思うのですが、そういう点でもそのところの対応の仕方は考慮すべきだというふうに考えています。

なぜ保証人を求めるのかということですが、公営住宅の管理者に保証人となっている人への滞納状況についての情報提供がきちっとされているかということです。あなたの保証している方がこのような滞納状況になっていますということを保証人にきちっと周知することが必要ではないですか。そういう点が現在きちっと取り組んでいるかどうかについて伺います。

秋間議長 小林町長	町長、答弁願います。 保証人については、何を求めるかということでありますけれども、基本的には適正な入所をしていただくよう保証するということと併せて、住宅料を納めていただく保証をしていただくということで、具体的にこれからは極度額ということで、本町の場合は12か月分ということでありますけれども、十勝管内いろいろあります。最低40万円から60万円でありますけれども、多くは12か月にしているというところでありますけれども、これが4月からスタートするのですけれども、適切かどうかというのは今後検討することでありますけれども、それから連帯保証人に情報提供しているかということでありますけれども、滞納があって、本人に督促して、納めていただけない場合は連帯保証人に連絡をするという措置をしているのでありますけれども、ただ実態としては連帯保証人に払ってもらうことより、連帯保証人が本人に話をして納めてもらうほうが多いということが担当課から報告を受けているのでありますけれども、ここら辺の具体的な内容については担当課長からご説明をさせていただきたいと思えます。
秋間議長 田中建設課施設担当課長	建設課施設担当課長。 建設課施設担当課長、田中より未収者に対する実務としてどのようなことをやっているかというあたりを説明させていただきたいと思えます。 まず、家賃に未納があった場合、お知らせをまず発送しております。これは、口座引き落としにならなかったケースなのですけれども、大体月8件ほどやっております。2段階目として、3か月たててしまった場合督促状を送付しております。それで何の反応もない場合に対して催告ということで、年間5件ほどの催告をしております。これは書面上のことなのですけれども、それと併せて本人に対する電話連絡をさせてもらっているのですが、実際保証人さんに対して住宅料の請求をした事例は今ないのであるけれども、その段になるとその前に明渡し請求をしなければならぬということが起きてしてしまいますので、それを防ぐ意味でも、催告したのだけれども、反応がない方、連絡も取れない方の連帯保証人に対しまして家賃納付指導依頼ということで、家賃を払ってもらえるよう指導してほしいという、そういった依頼をかけております。 実際には、平成30年度で5名の方の連帯保証人9人に対しまして連絡させてもらいまして、全員と分納誓約をすることになりました。そういうことで、連帯保証人さんの役割として、お金を払ってという請求書は出していませんけれども、依頼はかけているという状況でございます。
秋間議長 清水議員	再質問あれば許します。清水議員。 連帯保証人に対しての国交省からの提案というのは、そのとおりだ

と思います。もう一つ、全ての入居者に改正民法の規定を適用させるについての課題があります。改正民法の施行日は2020年の4月1日です。したがって、保証人の極度額等の賃貸契約は4月1日以降からの契約になります。3月31日以前の契約は、旧法によるものなのです。そうすると、4月1日になったからといって新法の規定が適用されるわけではないです。3月31日までに入居している人については。新法が適用されるのは、あくまでも4月1日以降に入居した人たちです。そうすると、既に入居している人と新たに4月1日以降に入居する人たちとの間に差別が起こるではないですか。そうなりませんか。公営住宅の入居の契約に当たっては、保証人制度をうちの場合は残しているわけですから、4月1日以降の契約では極度額が設定されるのですが、3月31日以前の保証人には設定されないのです。保証人のいる入居者といない入居者が生じます。このような不平等が生まれるわけですが、これについて解消すべきだというふうに思うのですが、これについてはどのように考えていますか。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 極度額に係る契約についてのご質問でありましたけれども、内容的には国の指導等に基づいてやるわけでありますけれども、内容については担当課長のほうからご説明させていただきます。

秋間議長 建設課施設担当課長。

田中 建設課施設担当課長、田中よりお答えいたします。

建設課施設担当課長 極度額に対する4月以前の契約に対する保証人さんに対する保証額ということで、差というか、4月以降の方と差が出るのではないかとということだったと思いますけれども、十勝管内市町村、4月1日以降の契約については、残すところについては極度額を設ける、廃止するところは廃止するというような整理をしているところですが、もともといた保証人さんに対しては残したまんまというところが多い。保証人さんの制度をやめたのだけれども、実際前からいた保証人さんに対してはそのまんまという町村が大多数だと思います。戻したというか、遡ってもともといた保証人さんをやめたというのは十勝管内1町だけのように聞いています。なので、ほかの町がやっているからというわけではありませんけれども、実害として保証人さんが出てくるケースが年間数件、すごく少ないというのもあって、なおかつ新しくもし保証人さんの制度をやめたとしても、緊急連絡先というようなことがあって、保証人さんとして今いる、いないがあまり実害がないのかなというイメージは持っております。これ私の主観でございます。

以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。清水議員。

清水議員 町長は、答弁の中で入居者にとっても連帯保証人を置くことで安心、

安全につながるものと考えていますというふうに答弁しているのです。私もそれはそのとおりだと思います。そういう役割もあるのですが、入居するときに保証人がいなくても、緊急の場合にはどなたに連絡を取ればいいのか、そのことを入居者からきちっと聞き取りをして、そういう届出をしてもらおうと。そのことによって緊急の場合の心配がないわけでしょう。だから、入居者の保証人を入居の条件にするのではなく、保証人がどうしてもいないという場合には、町長もおっしゃっていますが、その場合には緊急の連絡場所をきちっと届出をしてもらおうと、そのことによって不安なく入居してもらおうとすることができるわけですから、いずれにしても私が提案しているのは、国交省が言っているように保証人がいなくて入居できないということが起こらないようにということが第一の目的です。

公営住宅というのは、これは公費で建設されていますから、安く入居できるのです。これは、低所得者にとって大きな救いになります。その人たちの居住権をきちっと保障するという点でも、それは自治体の責任だと思います。その点に鑑みても、保証人制度というのはなくすべきだということを再度申し上げて、それともう一つつけ加えておきますが、先ほども申し上げましたように、保証人免除制度、これは募集案内に必ず記載するということを再度申し上げて、私の質問を終わります。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

先ほど申したように、保証人については私ども滞納を減らすということが1つと、もう一つは保証人の方が緊急連絡先の役割を果たしていただいて、安全な入居をしていただくというようなことでありますから、そういうことでありますけれども、ただ保証人がなければ緊急連絡先を申請していただくということで免除するということですから、従来もそうなのでありますけれども、保証人がいないから入居ができないということについては私ども内容にずっと対応していきたいというふうに思いますし、それから居住権の問題でありますけれども、一定程度条件がそろえば入居を許可するわけでありまして、その中に保証人が必ずいなければならないということについてはないということで理解をしていきたいと思っておりますし、いずれにしても保証人制度は残すのでありますけれども、そのことが入居に支障になったり、あるいは入居ができないということがないように、そこはきちんと整理をしていきたいし、しっかり周知についても今後も募集要項の中に入れるかどうかについては検討させていただきたいと思っております。

秋間議長

以上で清水議員の質問を終了します。

ここで1時30分まで昼食休憩といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時30分 再開

3

秋間議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3、議案第4号「土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

高木副町長

議案第4号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、第10次地方分権一括法による子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

説明資料の9ページをお開きください。第10次地方分権一括法による子ども・子育て法の改正については、地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在地市町村以外の市町村の長による確認を不要とする改正であり、これに伴い、引用条項のずれを修正するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、第10次地方分権一括法の施行日であります令和2年9月10日から施行するものであります。

以上、議案第4号の説明といたします。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

亀野総務
企画課長

日程第4、議案第5号「令和2年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、亀野よりご説明を申し上げます。

議案第5号 令和2年度土幌町一般会計補正予算[第6号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億550万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億7,790万7,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。

今回の主な補正につきましては、光ファイバー未整備地域の整備費

用並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や経済対策に関連する経費について所要の予算措置を講ずるものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、9ページをお開き願います。2款1項6目企画費では、町内における情報格差の解消と政府が提唱する新しい生活様式に対応する環境の構築を目指し、民設民営方式により情報通信基盤の整備を行うため、直接的に発注が不要となりましたので、14節工事請負費を1,000万円減額し、電気通信事業者への費用負担として18節負担金補助及び交付金に光ファイバー整備工事負担金4億7,700万円を追加するもので、特定財源につきましては地方創生臨時交付金2億1,034万円、辺地対策事業債1億6,130万円、合わせて3億7,164万円を充当しております。

次に、2款2目賦課徴収費では、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金の額が確定いたしましたので、18節負担金補助及び交付金を2万7,000円減額。

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費では、22節、前年度実績に伴い、事務取扱交付金返還金に2,000円を追加し、3目障がい者福祉費でも22節、前年度実績に伴い、自立支援給付費等負担金返還金12万4,000円を追加、4目老人福祉費では65歳以上を対象とした高齢者冬期就労対策事業費として12節委託料に313万8,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金は訪問介護事業所の運営費補助として1,200万円を追加するものであります。

10ページをお開き願います。次に、7目国民健康保険費では、一般会計等の財源調整で国保特別会計への事務費繰出金2万7,000円を追加するものであります。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費では、中士幌保育所分として感染防止対策のための衛生資機材購入費用として10節需用費に4万5,000円を追加し、17節備品購入費ではおしぼりディスペンサー購入費用19万8,000円を追加し、特定財源につきましては財源補正を行い、子育てのための施設等利用給付費負担金2,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金24万3,000円を充当いたします。

次に、5目子育て支援推進費では、衛生資機材追加購入費用として10節需用費に4万2,000円を追加し、12節委託料ではオンライン相談サービスの拡充を図るために電子母子手帳導入業務委託料39万6,000円を追加し、特定財源につきましては母子保健衛生費補助金19万8,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金4万2,000円を充当いたします。

続きまして、4款1項4目病院費では、設備改修費用に必要となる費用について23節、病院事業会計医療機器整備事業出資金に445万3,000円の追加。

11ページに移りまして、5款1項3目失業対策費では、65歳未満の

方を対象とした緊急雇用対策として12節委託料に400万円を追加して
ございます。

7款1項1目商工振興費では、地域経済の活性化を目的として、町
内の商店等で使用できるプレミアム商品券を発行するための経費とし
て18節負担金補助及び交付金に1,300万円を追加し、特定財源には地
方創生臨時交付金800万円、プレミアム付商品券発行支援事業費補助
金500万円を充当いたします。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費では、10節需用費に小型除雪機
修繕料111万円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、7ページと8ページ
を御覧願います。特定財源以外の一般財源については、8ページ、20
款1項1目臨時財政対策債は交付税算定により発行額の確定に伴い、
623万円を減額するものでございます。

このほか、7ページに戻っていただきまして、9款1項1目地方交
付税を5,506万9,000円、18款1項1目繰越金を7,154万4,000円計上し、
収支の均衡を図ったところでございます。

次に、4ページを御覧願います。第2表、地方債補正でございませ
が、光ファイバー網整備に伴い、辺地対策事業債に事業を追加し、臨
時財政対策債では交付税算定により発行額が確定いたしましたので、
補正後の欄に記載のとおり限度額を変更するものでございます。

なお、12ページには地方債の現在高見込みに関する調書を掲載して
ございますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決
決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

秋間議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

2款1項6目の工事請負費、地域情報通信向上対策整備工事という
ことで1,000万円減額しています。これは、多分G I G Aスクール構
想に併せて光ファイバーの敷設か何かと、そういった事業をたしか今
年取り組むはずが光ファイバー整備工事負担金のほうに取り込んで行
うということで解釈してよろしいのですか。

秋間議長
亀野総務
企画課長

総務企画課長。

そうでございます。もともと川西地区のオーレンスの整備を計画し
てございました。

以上でございます。

秋間議長
加藤議員

1番、加藤議員。

特に、そうするとまだこの工事自体は何も動いていなかったとい
うことですね。分かりました。

もう一点、この光ファイバー工事に関わってなのですけども、今
年度と来年度で完結するということなのですけども、理事者からの
説明では農村地域の情報の伝達のスピードを上げるとか、そういうよ

うな話を受けてはいるのですけれども、実際全町に光が入ることになると行政側でもそれを活用したいろんな取組も今度ではできないかなと私は思うのです。今回はあくまでも工事費しか見ていないのですけれども、将来的にはこれを基にした町で活用できるものの提案とか考えがないか、あればお聞かせ願いたい。

秋間議長
亀野総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長よりお答えをいたします。

今後の活用につきましては、今スマート農業というものもありますし、IoTなどもございまして、NTTとも今後相談しながら、そういう未来に向けた活用に向けて検討は必要かと考えているところでございますので、今後につきましても情報通信ネットワークについては検討してまいりたいと考えてございます。

秋間議長
加藤議員

加藤議員。

今おっしゃったように、個々の活用するツールであるのは事実なのですけれども、これだけのものが発達していくと行政側も住民サービスの中にどう取り込んでいくかということも必要なことではないかなと私は思います。当然次年度の予算、またその先の中での検討となろうと思っておりますけれども、せつかくの施設なので、フルに活用した新しいまちづくりの材料にさせていただきたいなと私は思います。よろしくお願いします。

3款の民生費なのですけれども、12節の委託料、高齢者冬期就労対策事業委託料、65歳以上の方を対象というふうになっておりますけれども、実際のところ年間の利用者、そして事業内容を出せたらお聞かせください。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうから説明させていただきます。

事業の概要ですが、9時から16時に向けて、令和元年度の実績は31人の実績でございました。それで、今回の予算は延べ400人を対象に6,110円の作業と7,932円の作業、これは機械を使ったりする作業と単純作業というふうに分かれております。これを予定しております、延べ人数350人、総時間数2,100時間、10日間を予定しております。

以上です。

秋間議長
加藤議員

1番、加藤議員。

大体過去も30人以上の方が活動されているのですけれども、実際のところ意向、働きたいというような声というのはどこかで吸い上げている機会ってあるのでしょうか。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうから説明させていただきます。

主に冬期対策でございますので、建設業者の方々、また生きがい事業団等で就労している方々に声かけをさせていただきまして募集して

秋間議長 加藤議員	<p>いる。また、役場だより等で募集していますので、随時関係者に周知徹底していきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番、加藤議員。</p> <p>間違いなく高齢化社会になっていく中で、当然65歳になって仕事をまた探さなければならない。そして、仕事をしていくことがまた元気につながるのだと私は思っております。その中でも、いろいろ広報でも周知しているとはおっしゃいますけれども、現実作業内容は何なのだろう、そういうところの実態が分からないと実際取り組みたいという方がいてもなかなか、ちょっと敷居が高いというか、取り組みづらいのかなという、私はそんな気もします。実際65歳以上で冬場元気に働けそうな人は十分潜在的にこの町にもいると私は思っています。そういったものも臨時、今回もこれ補正なのです。毎回出てくるのも補正なのですけれども、当初予算で組めるようなこういった取組が私はこれからも必要ではないかなと思います。今回の補正なので、それはしてもいいのですけれども、せっかく取り組むのであれば中長期的な見方で65歳以上の方の働く場所をどう用意するかということもしっかりとした提案をしていただきたいと私は思います。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>以上です。</p> <p>保健福祉課長。</p> <p>加藤議員のおっしゃるとおり、今後理事者と予算要求のときに十分協議して、当初予算で組めるか検討してまいりたいと思います。</p>
秋間議長	<p>以上です。</p> <p>そのほかありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第5号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
5	<p>日程第5、議案第6号「令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
藤村保健 福祉課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村から議案第6号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,907万8,000円に改めようとするものであります。</p>

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。1款2項1目賦課徴収費、18節負担金補助及び交付金は、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金増額による2万7,000円を追加、特定財源として事務費繰入金を同額充当。

8款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料で過年度保険税の還付金及び新型コロナウイルスの影響による保険税の減免に係る20万円を追加、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものでございます。

歳入については、特定財源で説明していますので、省略いたします。

以上で説明を終わり、よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 [日程第6、議案第7号「令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村から議案第7号 令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億642万1,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、12節委託料は、高齢者医療制度システム改修委託料110万円を追加、特定財源として円滑運営事業費補助金を同額充当するものであります。

3款1項1目保険料還付金、22節償還金利子及び割引料で転出及び死亡による保険料還付金の増額により10万円を追加するものでございます。

特定財源以外の歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧ください。5款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金10万円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜ります

	ようお願い申し上げます。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	日程第7、議案第8号「令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
藤村保健福祉課長	保健福祉課長、藤村から議案第8号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ759万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,240万9,000円に改めようとするものであります。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。5款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、22節償還金利子及び割引料で前年度以前に遡っての資格喪失者や所得更正などに対する過年度分保険料の還付金及び新型コロナウイルスの影響による介護保険料の減免に係る15万円を追加。 2目償還金、22節744万5,000円は、前年度の超過交付金に伴う返還金として国庫負担金453万5,000円、道費負担金129万1,000円、支払基金交付金161万9,000円をそれぞれ返還するものでございます。特定財源として、1目、2目とも前年度繰越金を同額充当するものでございます。 歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号「令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。

土屋病院
事務長

国保病院事務長、土屋より令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕についてご説明を申し上げます。

第2条の収益的支出の予定額につきましては、支出、1款病院事業費用9億8,232万1,000円を9億8,263万3,000円に、1項医業費用9億6,807万7,000円を9億6,838万9,000円に改めるものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入9,833万7,000円を9,932万1,000円に、1項一般会計出資金6,535万8,000円を6,981万1,000円に、3項企業債2,260万円を1,923万1,000円に改め、支出、1款資本支出1億1,750万9,000円を1億1,967万6,000円に、1項建設改良費5,327万7,000円を5,544万4,000円に改めるものでございます。

2ページの第4条の企業債の限度額につきましては、2,260万円を1,913万1,000円に改めるものでございます。

それでは、補正予算説明書に基づき、収益的支出から説明をさせていただきますので、5ページをお開きをいただきたいと思います。1款1項3目経費では、修繕料として内視鏡カメラの修繕で31万2,000円を追加するものでございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。まず、支出、1款資本的支出、1項建設改良費では、2目病院改良事業費で院内各玄関のインターホンの取替え、それから非常用電源箇所の追加工事等で216万7,000円を増額するものでございます。

収入では、1款1項1目一般会計出資金、病院改良事業に係る出資分及び企業債事業の精査によりまして445万3,000円を増額、3目企業債では事業費の確定等により346万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

9・10

11・12

13・14

15・16

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、認定第1号「令和元年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定」

日程第10、認定第2号「令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第11、認定第3号「令和元年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第12、認定第4号「令和元年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第13、認定第5号「令和元年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第14、認定第6号「令和元年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第15、認定第7号「令和元年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第16、認定第8号「令和元年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」

以上の8件を一括議題といたします。

理事者の一括説明を求めます。町長。

小林町長

令和元年度各会計決算の認定を受けるに当たり、私より令和元年度の町政推進の概要についてご報告申し上げますので、行政報告書1ページ及び2ページをごらんいただきますようお願い申し上げます。

令和元年度一般会計、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について町議会の認定を賜りたく、各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

令和元年度の我が国の経済情勢は、上半期においては海外経済の減速等を背景に外需の減少が見られたものの、雇用、所得環境の改善等により内需を中心に緩やかな回復傾向であったが、令和元年10月の消費税増税、台風19号など相次ぐ自然災害などもあり、個人消費、生産活動の低下が見られる中、令和2年1月には本国において新型コロナウイルス感染者が確認され、2月28日には北海道において緊急事態宣言の発出となり、消費、投資活動は一段と縮小する中、インバウンド需要は激減となり、観光業を中心に大きな打撃を与えているところがあります。感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、まさに国難とも言うべき局面に直面しています。地方においても、同様に新型コロナウイルス感染症の被害は甚大であり、イベント自粛要請等に伴う消費の落ち込みや国内外の観光客の減少、特に中小企業、小規模企業者にとっては事業存続に関わる

重大な事態が生じ、実態経済への影響は深刻化をしているところであり
ます。

本町の基幹産業である農業においては、春耕期は好天で推移し、播種作業は順調に進み、生育、作業とも順調に推移しましたが、4月以降の極端な雨不足により過乾燥の状態が続き、一部圃場で生育のふぞろいが見られたほか、強風の影響による馬鈴薯培土の崩れや砂じんによるてん菜の損傷などの被害も発生しました。6月に入ってからは多湿、低温、寡照傾向で生育は停滞し、作物への影響も懸念されましたが、7月中旬からは比較的高温少雨が続き、平均気温は高く、日照時間もあったため、生育は平年並みに推移し、収穫期を迎えることができました。

酪農、畜産関係においては、全道的には畜産クラスター事業等による規模拡大に向けた後押しもある中、生乳生産状況は、良質な粗飼料もあり、生産量で対前年度比102.6%となり、昨年度の史上最高を上回る9万5,790 t、生産高についても乳価が101円と高値で推移しており、96億円超えの史上最高を更新しました。肉牛については、平成31年3月にしほろ牛が地域団体商標登録を受け、一層の生産及び販路拡大に取り組んでいます。しかし、相次ぐ大型貿易協定の発効や令和2年1月に日米貿易協定が発効され、安価な米国産牛肉と肉質が近い国産乳用種との競合による価格低下が懸念されます。また、和牛生産に誘導するTPP対策などで乳用種雄牛の頭数は減少傾向で、子牛や素牛の価格は上昇し、枝肉価格は高まっているが、依然として経営を圧迫しているところであります。そのような中、農畜産物の販売高においては、農業共済金と合わせると史上最高だった昨年度に次ぐ457億円となり、5年連続で400億円を超える結果となったところであります。

道の駅ピア21しほろについては、平成29年4月のリニューアルオープンから2周年を記念した誕生祭をはじめ、じゃがいもまつりなど多くのイベント、企画展開により道内外の各地から約41万人と多くの皆様に来訪いただいております。初年度以来の40万人超えとなったところであります。

それでは、これより令和元年度一般会計の決算の概要について報告いたします。

まず、歳入であります。総額74億3,745万6,000円、対前年度比1億6,604万9,000円、2.2%の減となりました。主な要因としては、国庫支出金が対前年度比1億5,732万3,000円、24.4%の減となったことによるもので、繰越し事業の農畜産物加工研修施設新築工事に対する地方創生拠点整備交付金の減額と、土地改良事業並びに道路整備事業等に対する交付金が対前年度比8,791万6,000円の減額によるものであります。

町税については、町民税で対前年度比244万8,000円、0.4%の減となりましたが、固定資産税で194万円、0.4%の増をはじめ、市町村たばこ税で83万9,000円、軽自動車税及び入湯税などでも増となり、町税総額は対前年度比92万1,000円、0.1%の微増となりました。地方交付税については、普通交付税において社会福祉費などの減額により、対前年度比598万7,000円、0.2%の減となり、特別交付税においては準過疎対策分で減額になったことから、地方交付税全体で2,812万9,000円、1%の減となりました。町債については、繰越し事業の農畜産物加工研修施設新築工事に対する教育・福祉施設等整備事業債7,750万円の減額、道路整備事業等に対する公共事業債、辺地対策事業債の対前年度比6,460万円減額などから、対前年度比1億5,991万8,000円、27.4%の減となりました。

次に、歳出であります。総額72億5,175万2,000円となり、対前年度比1億1,317万6,000円、1.5%の減となりました。主な要因としては、普通建設事業費で対前年度比2億2,755万4,000円、14.8%の減となったことによるものであります。人件費については、手当抑制に努めてきたところですが、人事院勧告に基づく給料、手当などの改定により、対前年度比較1,350万8,000円、1%の増、物件費については対前年度比7,992万6,000円の増、扶助費、補助費については前年度に実施している農業振興施設等整備事業補助金、しほろ創生賑わい創出事業負担金などが減額になったことから、対前年度比7,538万7,000円、4.4%の減、公債費においては地域創造発信拠点施設の償還開始などにより、2,661万4,000円、3.5%の増となったところであります。主な建設事業では、公営住宅建替等事業に1億5,618万円、農地耕作条件改善事業に1億2,517万9,000円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で2億6,959万4,000円、道営土地改良事業の負担金として1億3,680万1,000円などがあります。土地改良事業、町道整備事業などの各建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は前年度より3億1,352万7,000円減額しておりますが、未償還額は68億6,039万2,000円と依然として多額の返済額が残っていますので、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいり所存であります。

各種財政指標においては、起債の借入れに係る基準となる実質公債費比率は5.9%と前年度より0.8ポイント上昇、経常収支比率は補助費などの減額により88.1%と前年度より0.5ポイント改善しているものの、依然高い数値となっているため、財政の硬直化の解消に向け配意をしていかなければなりません。財政力指数についても0.302と前年度を僅かに上回ったものの、地方交付税の減額などの影響により、財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後もさらに経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めて

まいりたいと存じます。

以上、令和元年度一般会計の決算の概要であり、各種行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業をはじめとする6特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

秋間議長

以上の各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されておりますので、職員に一般会計ほか6特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語を朗読させます。

猪 狩
総務係長

第4、結語。

令和元年度土幌町一般会計並びに6特別会計の歳入総額107億5,692万1,000円、歳出総額104億9,628万3,000円（病院事業会計を除く）の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果を表しており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活といずれの分野においても多様で厳しい状況の中、町において時代のニーズを踏まえた様々な施策がほぼ予定どおり推進されたことは、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と努力に対し心から敬意を表する次第である。

以上です。

続きまして、病院会計の第4、結語です。23ページをごらんいただきたいと思えます。

令和元年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は、昭和31年2月に土幌農協が運営する土幌厚生病院を町が買収し、土幌町国保直営診療所を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、自来施設、設備の充足、高度化を進めるとともに、診療科目の充実を図りながら今年をもって64年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は、医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況の中、元年度の医師体制は4.86名の常勤医師体制で、平成30年7月1日から病床運営形態を60床から一般50床に改め、厳しい状況の中、病院スタッフ一丸となって信頼回復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況は伸び悩んでいるところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに、取り巻く福祉村施設の中核として安心と信頼の町民のための病院構築に向かって、新公立病院改革プランに伴う経営の効率化、健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実を目指し、なお一層の改革と患者確保に配慮願うとともに、併せて日々努力されている医師陣と職員に対し敬意を表するものであります。

以上です。

秋間議長 代表監査委員から補足説明があれば求めます。

佐藤代表 ございません。

監査委員

秋間議長

お諮りいたします。

本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの令和元年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査室前に配置しておりますので、随時閲覧願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定いたしました。

引き続きこの場において決算審査特別委員会を招集します。
本日の本会議はこれにて散会いたします。

(午後 2時17分)